

令和6年度第2回摂津市国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和7年2月6日（木）午後2時

場所：上下水道部2階大会議室

次第

- I 令和7年度摂津市国民健康保険料率等について
- II 令和7年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）について
- III その他

出席委員

野村眞二、前田幸夫、樋上義隆、水本忍、阪口敏一、和田みやこ、綿島史子、一ノ谷祐二、藤原憲司（敬称略）

（事務局）

それでは、皆さんお集まりになりましたので、ただいまから令和6年度第2回摂津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日は委員の皆様におかれましては、公私ご多忙のところご出席賜りましてありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、野村会長から開会のご挨拶をお願いいたします。

（会長）

<野村会長 挨拶>

（事務局）

ありがとうございました。

さて、本日の協議会におきまして、重岡委員、橋本委員、副島委員、石田委員、大野委員からご欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。

まず、本日配布しております資料ですが、A4縦1枚の「次第」、事前に送付させていただいております資料、

「資料1 令和7年度国保市町村標準保険料率の本算定結果について（概要）」、

「資料2 市町村別1人当たり保険料(統一保険料率)比較」、
「資料3 令和7年度の事業費納付金の本査定結果(概要)」、
「令和6年度第2回摂津市国民健康保険運営協議会」、

となっております。

事前に送付させていただいた資料はご持参いただいておりますでしょうか。

また、本日の議事録署名委員2名についてですが、野村会長からご指名いただきます。

それでは、野村会長に署名委員のご指名をいただき、以後の進行もお願いしたいと思います。

野村会長よろしく願いいたします。

(会長)

はい。それではまず、本日の議事録の署名委員につきましては、前田副会長と水本委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは早速ですが、議事次第に沿って進めさせていただきます。

まず最初に次第の1といたしまして、「令和7年度摂津市国民健康保険料率等について」事務局より説明をお願いいたします。

(国民健康保険係長)

それでは、次第Ⅰ「令和7年度摂津市国民健康保険料率等について」ご説明させていただきます。

まず、資料「令和6年度第2回国民健康保険料率等」の1ページをご覧ください。

こちらの会議次第内容にあります「Ⅰ 令和7年度摂津市国民健康保険料率等について」についてですが、まず「1. 令和7年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について」を別紙資料1から3を用いてご説明させていただきます。

その後「2. 令和7年度摂津市国民健康保険料率について」以降の説明に続く流れでご説明をさせていただきます。

お手元の資料2ページをご覧ください。

「1. 令和7年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について」のご説明をさせていただきます。

別紙資料1から3を用いる形になりますので、ご準備をお願いいたします。

この資料1から3は、令和7年1月10日（金）に開催されました大阪府市町村国民健康保険主管課長会議で配布されたもので、市町村標準保険料率の本算定結果等が示されました。この市町村標準保険料率は、大阪府が国から示された確定係数等に基づき、市町村別の事業費納付金の額と保険料収納必要額の算定が行われたものです。

それでは、1枚目の資料1「令和7年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について（概要）」をご覧ください。

上段の囲みにございますのが、国から示されました確定係数に基づき算定されました大阪府の市町村標準保険料率、いわゆる大阪府統一保険料率で、医療分・後期分・介護分のそれぞれの保険料率となっております。

その下、参考にあります令和6年度の大阪府統一料率からは、全体的に引き下げとなっており、令和7年度との差を医療・後期・介護分の全体合計で申しますと所得割の率が0.44%、均等割額が1,354円、平等割額が1,559円の減少となっております。

保険料水準の減少の要因でございますが、ページ中段にございます【主な変動要因（概要）】をご覧ください。

まず、算定上の推計被保険者数についてですが、国の示すコーホート要因法という推計方法により算出されております。これは、自然増減（出生と死亡）及び純移動（資格取得・喪失）という2つの変動要因の将来値に基づき被保険者数の推計を行うものです。

次に「算定上の一人あたり費用の主な増減要因」ですが、増加要因としては、前期高齢者交付金の減、高額医療費負担金の減、普通調整交付金の減があります。

減要因としては、保険給付費の減、介護納付金の減、特別調整交付金の増などです。差引では、算定上の一人あたり費用で約2,871円の減少となっております。

また、その下にございます【本算定における保険料抑制のための工夫】をご覧ください。今回の保険料算定にあたり、大阪府全体で約236億円を抑制財源として活用しております。

主な内訳としては、保険料統一達成に伴う特別調整交付金が約15億円、府の特例基金（財政基盤強化分）が約6億円、大阪府と市町村が連携して行う財政調整事業による保険料抑制財源の確保が約215億円となります。

続きまして、資料2の市町村別一人あたり保険料比較についてご説明させていただきます。

こちらに記載の「保険料収納必要額」につきましては、法定軽減前の額となっており請求額ベースでの一人あたり保険料の額とは異なるものとなっております。

一番上が府内全体・平均で、以下市町村別の金額となっております。

まず、大阪府全体平均でございますが、一番左から順にAが、今回算定されました令和7年度の一人あたり保険料収納必要額（本算定結果）で16万2,164円、続いてBの欄16万5,691円が令和6年度の本算定の結果、続いてその横A－Bのマイナス3,527円が今回の算定結果と令和7年度の一人あたり保険料収納必要額との差額で伸び率としては、マイナス2.13%となっております。

摂津市でございますが、真ん中より下25番目に記載されております。

令和7年度の保険料収納必要額が16万7,031円、前年度比較ではマイナス1.79%、3,053円の減となっております。

この算定結果は、先ほど資料1でご説明しました「算定上の一人当たり費用の主な増減要因」「本算定における保険料抑制のための工夫」を経て算出されたものです。

最後に資料3の令和7年度の事業費納付金の本算定結果（概要）についてでございます。

まず、1枚目の概略についてご説明させていただきます。

被保険者数でございますが、少子高齢化の影響から被保険者数全体として減少傾向にある中、令和6年度は、団塊の世代の方々の後期高齢者医療制度への移行が完了したことに加え、昨年10月からの社会保険適用拡大の影響も併せ、一般被保険者数は、平成30年度以降最大の減少率となっております。

そのため、令和7年度においては、令和4年度から続いていた減少傾向の拡大は継続するものの、鈍化する見込みとなっております。

この一般被保険者数の推移については、ページ中段の棒グラフに掲載されております。

次のページをご覧ください。

こちらでは「保険給付費」について同ページの概略をご説明させていただきます。

ページ中段「総診療費と被保険者数の推移」のグラフの一番右端の柱部分をご覧ください。下部、黒い網掛けされている部分が70歳以上被保険者の数値です。

団塊世代の後期高齢者医療制度への移行完了に伴い、前年度比で70歳以上の被保険者についての被保険者数が約5.8%の減少、総診療費が約4.0%の減少となる推計になっています。

また、同じ棒グラフの一番上、被保険者全体の総診療費としては約1.1%の減少となる推計になっています。

一人当たり診療費について、ページ中、一番下の表をご参照ください。

令和2年度のコロナ禍における診療控えからの回復・反動の影響から令和3年度以降は、増加の一途を辿っていましたが、令和6年度は、被保険者数及び診療費ともに大幅に減少しているため、令和7年度の対前年度比の伸びは鈍化傾向を示したものとなっております。

また、同表の下、「一人あたり診療費の推移」の折れ線グラフをご参照ください。

総医療費が減少傾向にある一方で、1人あたり診療費については、「未就学児」「70歳未満」「70歳以上一般」「70歳以上現役」すべての年齢区分において増加傾向が続くことが見込まれています。

次のページは、国の推計ツールを活用した保険給付費の推移です。過去2年間の伸び率により推計する方法が採用されており、算定の結果、令和7年度一人あたり保険給付費は前年度実績値より約1.77%増の37万685円となっております。なお、前年度本算定値である37万5,080円からは、約1.17%の減となっております。

次に、ページ下段の「なお書き」及びグラフをご覧ください。

大阪府における令和7年度の一人あたり診療費の伸び率の傾向ですが、国が示す全国的な伸び率とも同様の傾向を示しており、これまでの診療費の伸び率等の傾向を踏まえた推計となっています。

左が大阪府、右が国の「平成26年～令和5年度の一人あたり診療費（一般被保険者分）の伸び率の推移です。

次のページ（裏面）をご覧ください。

後期高齢者支援金および介護納付金についてです。

後期高齢者支援金は、令和6年度から、現役世代人口の減少による負担の増加分を高齢者と現役世代で折半するという見直しが行われ、介護保険については

3年に1度、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比に応じた負担割合の見直しが行われることとなっています。

この制度見直しの影響により、後期高齢者支援金及び介護納付金はいずれも減額となっております。後期高齢者支援金については、一人あたり31,748円、マイナス1.41%、介護納付金分については一人あたり31,860円、マイナス3.34%となっております。なお、医療分は98,556円で、合計162,164円です。

次に、大阪府の今後の対応方針についてですが、

大阪府は、令和7年度の事業費納付金算定にあたり、全国に先駆けて保険料を完全統一した保険者として、都道府県の取組を支援する要望を行った結果、保険者努力支援制度（都道府県分）評価指標の配点拡大や特別調整交付金による財政支援が実現し、一定の被保険者の負担軽減が図られたところです。

国への要望としては、今後も、大阪府として、国民健康保険制度が抱える構造的課題の解決に向け、被用者保険を含む医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度改革の検討を進めるとともに、財政基盤強化のためのさらなる財政支援等、国の支援の実現に向けて働きかけていくとのことです。

また、医療費適正化の推進としては、医療費の増加は今後も見込まれることから、特定健診・特定保健指導の実施率の向上や健康づくり・医療費の適正化の取組み、大阪府全体として予防・健康づくり支援交付金の獲得につながるように市町村とともに進めていく方針とのことです。また、国保特別会計のあり方や1人当たり保険料額の上昇抑制策などを広域化調整会議等の場で検討していく予定となっております。

以上で、次第Ⅰの1、令和7年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果についての説明とさせていただきます。

続きまして資料「令和6年度第2回 摂津市国民健康保険運営協議会資料」の方をお願いいたします。

資料では3ページからになります。

委員の皆様には、昨年2月に開催されました運営協議会でもご説明させていただきましたが、令和5年12月19日、令和6年度から令和11年度までの6年間を対象期間とする新たな大阪府国民健康保険運営方針が策定され、府内市町村は同運営方針に基づき、府内統一基準により国民健康保険事業を運営していくこととなりました。保険料率や賦課限度額に加え、保険料や一部負担金の減免基

準、出産育児一時金や葬祭費の額についても府内統一基準が定められ、府内全市町村が統一的な取扱いをすることとされております。

従いまして、令和6年度に引き続き、令和7年度摂津市国民健康保険料率につきましては、先ほどご説明いたしました大阪府より示されております令和7年度市町村標準保険料率が自動的に摂津市国民健康保険料率となります。

4ページをご参照ください。

4ページに令和7年度の摂津市国民健康保険料率及び賦課限度額を記載しております。先ほど説明いたしました資料1に大阪府が示す「市町村標準保険料率及び賦課限度額」と同じ数値となっていることがご確認いただけると思います。

続きまして5ページ、「3. 令和7年度保険料の賦課限度額の見直しについて」でございます。

賦課限度額についても大阪府内統一基準での運用となります。具体的な金額で申し上げますと、国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額が22万円から24万円に引き上げられます。この見直しの効果といたしまして、6ページの図も併せてご確認ください。賦課限度額の見直しにより、高所得層にはより多くの保険料を負担していただくことになる一方、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となります。

続きまして7ページと8ページ、「令和7年度保険料の軽減判定基準額の見直しについて」のご説明をさせていただきます。

まず、7ページの制度改正の概要ですが、

令和7年度税制改正により、物価上昇の影響で応益割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、国民健康保険料に係る軽減判定基準額の見直しが行われ、5割軽減世帯及び2割軽減世帯に該当するかどうかを判定するときの軽減判定基準額を計算する際、世帯人数に乘じる額が5割軽減世帯は1万円、2割軽減世帯は1.5万円引き上げられます。

次に8ページをご参照ください。

国民健康保険料には、低所得者の軽減措置といたしまして所得に応じて応益分と呼ばれる均等割・平等割を7割・5割・2割軽減する仕組みがございます。

現在の軽減判定所得の基準額は、7割軽減が「43万円」、5割軽減が「43万円＋（給与所得者の数-1）×10万円＋29.5万円に世帯人数を乗じて得られる金額の合計額」、2割軽減が「43万円＋（給与所得者の数-1）×10万円＋54万5千円に世帯人数を乗じて得られる金額の合計額」となっています。

このうち 5 割軽減と 2 割軽減の基準額については、物価上昇に伴う所得水準の全体的な上昇の影響で応益割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、法令上のルールではないものの経済動向等を踏まえて見直す慣例があり、見直し幅は政府が消費者物価などを総合的に勘案して決めています。

こうした動向を踏まえ、令和 7 年度税制改正において軽減判定所得の基準額の見直しが必要と判断され、基準額を規定している国民健康保険法施行令の改正が行われることとなりました。

なお、この改正は 2/4 に閣議決定されており、近日中に公布されることが予定されております。

具体的には、5 割軽減世帯及び 2 割軽減世帯に該当するかどうかを判定するときの軽減判定基準額を計算する際、世帯人数に乘じる額が 5 割軽減世帯は 1 万円、2 割軽減世帯は 1 万 5 千円引き上げられております。国民健康保険法第 8 1 条におきまして、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従って条例で定めるとされております。本市国民健康保険条例におきましては、昨年の条例改正により、政令に規定される内容に合わせた軽減判定基準額とすることとなっております。

続きまして、9 ページ「大阪府の財政調整事業について」ご説明申し上げます。

高齢化の進展や医療の高度化による医療費の増嵩傾向が続く中、限られた財源を有効活用し、府内統一保険料の抑制・平準化を図るため、引き続き、大阪府及び市町村の国民健康保険特別会計における財政調整事業の取組が行われます。

取組内容としたしましては、大きく 3 つございます。

1 つ目が事業費納付金を通じた保険料抑制でございます。市町村国民健康保険特別会計の財源を一部活用して事業費納付金として府に納付することで、府内統一保険料を抑制することとしています。具体的な金額についてでございますが、令和 7 年度におきましては、府内市町村一律に 1 人当たり 6 8 0 円が事業費納付金を通じた保険料抑制額となる予定となっております。財源には基金を活用する予定です。

2 つ目が財源配分の見直しによる保険料抑制財源の確保でございます。府と市町村の国民健康保険特別会計における財源配分の見直しを図り、府国民健康保険特別会計に重点的に財源を確保することにより、国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図ることとされています。具体的には、これまで府 2 号繰入金といいまして、広域化や保健事業の取組内容に応じて大阪府から交付されてい

た交付金なのですが、令和6年度から引き続き令和7年度においても全額保険料抑制財源とすることとされています。

また、国から交付される保険者努力支援制度交付金（都道府県分）について抑制財源として活用する予定となっております。なお、市町村分は令和6年度に保険料抑制財源として、その50%を活用しましたが、令和7年度は保険料抑制財源としておりません。

この財源配分の見直しについては、令和8年度以降も大阪府及び府内市町村で構成される広域化調整会議の場で協議されることとなっております。

最後に3つ目としまして、府国保特会の剰余金による保険料抑制及び府財政安定化基金の財政調整機能の活用でございます。

府の国民健康保険特別会計において生じた剰余金については次年度の府内統一保険料の抑制財源としての活用のほか、財政調整機能として府財政安定化基金に積み立てるなど、後年度移行の保険料抑制財源として活用することにより、府内統一保険料の抑制・平準化を図ることとし、こちらもその活用等について広域化調整会議の場で協議され決定することとされています。令和7年度においては、約66億円を府内統一保険料の抑制財源として活用されることとなっております。

以上をもちまして、「次第Ⅰ 令和7年度 摂津市国民健康保険料率等について」のご説明とさせていただきます。

（会長）

ただいま事務局より令和7年度の摂津市国民健康保険料率等についての報告がございました。保険料率、賦課限度額、軽減判定所得の見直し、大阪府の財政調整事業等についてでございました。

それでは、今の説明を受け、委員の皆様から何かご質問、確認等がございましたら、事務局への質問とさせていただきます。

（会長）

では、私の方から。もしわかりましたらお願いしたいんですが、冒頭挨拶で申し上げた「社会保険の適用拡大」ですね。これが今後どういう形で進んでいくのか、そのあたりについて、教えていただきたいと思います。

もう1点ですが、最後にご説明のありました保険料の抑制財源ということで、大阪府の財政調整事業についても今後、この額がどのように動いていくのかというところを、情報として入っているのであれば、お聞かせいただければと思います。

以上2点です。

(国民健康保険係長)

1つ目の社会保険の適用拡大について申し上げます。

先ほどの会長挨拶の中でお話を頂きました「従業員数51人から100人の企業等を対象とした社会保険の適用拡大」についてですが、こちらは令和2年の年金制度改正の流れに基づいて行われたものというふうに認識しております。

先ごろ、厚生労働省から、さらなる適用拡大についての報道等がなされたところです。内容としましては、主に「賃金要件の撤廃」や「企業規模要件を撤廃」「5人以上個人事業所は非適用」とし、「業種を解消」とするということです。

改正法としての提出等もまだであると伺っておりますので、今後の動向について注視してまいりたいと考えております。

もう1つのご質問、大阪府の財政調整事業について申し上げます。

令和6年度から8年度までの3年間においては、令和6年一人当たり681円、令和7年度、8年度は一人当たり680円として算定した額が予定されています。

令和9年度以降は、未定です。いずれにしても、府内市町村の財政状況などを踏まえて、府において審議・決定されるものとなります。

(会長)

はい、ありがとうございます。

保険料については、少し下がったものの抑制財源が使われてるという部分について気になったところの質問でした。ありがとうございました。

委員の皆さんについて、特になければこの件についてはご了承・審議が終了したということにさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(委員)

異議なし。

(会長)

続きまして、次第のⅡでございます。

「Ⅱ 令和7年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算(案)等について」、事務局より報告をお願いいたします。

(国民健康保険係長)

それでは、次第Ⅱ、「令和7年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算(案)等について」をご説明させていただきます。

資料は10ページからとなります。

まず、資料11ページをご覧ください。

歳入ですが、国民健康保険料は、15億8,927万1千円、手数料として30万円、府支出金は64億5,714万7千円、繰入金は8億714万円、諸収入等は2,117万8千円、合計88億7,503万6千円となっています。

諸収入については、雑入のほかに延滞金や本市の財政調整基金の利子が含まれております。

また、繰入金のうち、令和7年度においては財政調整事業の財源として918万7千円を本市財政調整基金から繰入れを行います。

続きまして歳出でございます。

総務費は1億7,963万円、保険給付費は63億4,232万9千円、国民健康保険事業費納付金は22億6,987万円、保健事業費は7,442万8千円、諸支出金・基金積立金等は877万9千円、合計88億7,503万6千円となっております。

それでは、資料の12、13ページをご覧ください。こちらでは、歳入・歳出の詳細と前年度との比較および増減率を示しております。大きな変動が生じている科目につきましては、備考欄に理由をお示ししております。

12ページの歳入をご参照ください。

歳入で申しますと、上から4段目から7段目までの特別交付金の各項目で増減が生じています。保険者努力支援分につきましては、都道府県分と市町村分における財源配分の変更の影響を受けた予算額となっており、減少しております。

また、特別調整交付金分については、令和6年度との比較において、令和7年度はシステム改修費用等の交付金対象分がないことから減額となっております。

府繰入金につきましても、令和6年度から引き続き府において保険料抑制財源に全額配分されることとなったため令和7年度交付額は0となっております。

特定健診負担金分については、単価の改定による増です。

療養給付費国庫負担金調整助成補助金が前年度比で増となっております。これは、「医療証により受診した医療費」、いわゆる公費医療での受診分については療養給付費国庫負担金調整分として減額されることになっており、その減額される一部について、大阪府が補助金として市町村に交付されるもので、残りについては市の繰入金によって賄うことになります。令和7年度においては、一人当たりの公費医療に係る医療費の増により、同補助金について増加したものです。

次に、一般会計繰入金については、事務費の減のほか、財政安定化支援事業繰入金における「保険料負担能力補填分」が令和6年度非該当になったことに伴い、令和7年度予算においても減にしています。財政安定化支援事業は、国保財政の健全化及び保険料負担の平準化を目的に、一般会計から繰入れを行うものです。保険者の責に帰することができない「特別な事情」により、財政運営が困難な場合があることに着目して、国から1,000億円の地方財政措置が講じられており、地方交付税として交付され、国保特会に繰出しをしているものです。このうち令和6年度の「保険料負担能力補填分」については、全国と比べ軽減対象者の割合が高くなかったことから非該当となり、今回の当初予算において減額としたものです。

また、下から3段目の基金繰入金については、令和6年度以降、「大阪府の財政調整事業」による、事業費納付金を通じた保険料抑制策に対応するための予算計上となっております。

13ページの歳出においては、被保険者数の減少等により保険給付費の療養諸費が減少しております。

総務費につきましては、令和7年度は、前年度と比較して、システム改修費用を計上していないことなどが前年より予算額が減少している主な要因となっております。

なお、保健事業費については、後ほどご説明、ご報告いたしますが、令和7年度から新たに30歳から39歳の若年層に対象を拡げた人間ドックと脳ドックの受診費用助成を創設します。

歳入・歳出合計で昨年度と比較すると増減率としては6.41%の財政規模の縮小となっており、歳出で最も大きな割合を占める保険給付費全体、いわゆる医療費に係る部分が前年度比で5.6%ほど減になっていることが主な要因となっております。

以上簡単ではございますが、令和7年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）についての説明とさせていただきます。

（国保医療係長）

それでは、次第Ⅱの2「保健事業の取組みについて」ご説明させていただきます。資料は14ページから16ページとなります。

令和7年度の保健事業としては、令和6年度に実施した保健事業を継続実施する形を基本に考えておりますが、一部新規で実施する予定がございます。

それではまず、令和6年度の特定健診及び特定保健指導の実施状況でございます。

資料は14ページをご覧ください。こちらでは、特定健診の実施状況として、直近5年間の受診者数及び受診率を示しております。

令和5年度の特定健診受診率の法定報告値が確定し、32.4%となりました。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大きく減少しましたが、令和3年度、令和4年度と徐々に回復し、令和5年度は前年度比1.1%増となり過去最高の受診率となりました。

令和6年度は、未受診者対策として年間を通じコールセンターから電話による受診勧奨、AIとナッジ理論を活用した勧奨ハガキの送付を実施しました。また、年末時点の未受診者へ前年度受診情報を付加した受診勧奨ハガキを1月に追加送付しました。

過去の受診歴などのデータをAIが分析し、グルーピングされた層に、ナッジ理論を活用し受診行動に移すきっかけとなるような効果的なメッセージをハガキで訴求する取組を続けることで、受診率の向上を図っております。

一方で、未受診が続いている無関心層に対しては、受診勧奨が少ない状況でありましたので、前年度受診情報を付加した勧奨ハガキを送付しております。また、出張特定健診につきましては、今年度から安威川公民館を実施場所に追加し従来の2箇所から3箇所での実施に拡充しております。

実施日は2月16日（日）に別府コミュニティセンター、22日（土）新鳥飼公民館、23日（日）安威川公民館で出張特定健診を実施予定としております。その他、職場で健康診断を受けた方にデータ提供を呼び掛ける取組や特定健診の受診とみなすことができます人間ドック受診を推進する取組として、費用助成の周知を引き続き実施する等、令和6年度においても、さまざまなアプローチを行い、健診受診率の向上に努めております。

続きまして、特定保健指導の実施状況についてでございます。資料は15ページをご覧ください。特定健診の実施状況と同様に直近5年間の特定保健指導の受診者数と実施率を示しております。

令和5年度の特定保健指導実施率の法定報告値が確定し、前年度比で9.4%減の38.7%となりました。令和3年度、令和4年度にかけて、コロナ禍前の水準に戻ってきておりましたが、令和5年度においては、特定健診の集団健診日当日に、特定保健指導に該当する方に対して初回面談（プレ指導）を実施するなど実施率の向上に努めましたが、前年度に比べ利用者が50人減少したため、実施率が大きく減少することとなりました。

この結果を受け、令和6年度では新たな取組として、保健センターと連携し2月に実施予定の出張特定健診日当日に、特定保健指導に該当する方に対して初回面談（プレ指導）を実施する予定としており、引き続き、実施率の向上に取り組んでまいります。

次に、令和7年度の保健事業（一部新規）についてでございます。資料は16ページをご覧ください。

現在、40歳から74歳の方を対象に、医療費の多くを占めております生活習慣病予防のため、特定健診の受診勧奨や、データ提供により特定健診に代えることができる人間ドックの費用を助成し、受診者数の増加を図っております。併せて、生活習慣病の中でも医療費が多い脳血管疾患予防のため脳ドック費用の助成を今年度から開始したところです。

このたび次年度に向け、新たに30歳から39歳の若年層に対象を拡げ早期の受診を促すことで健康増進を図り、生活習慣病予防と医療費抑制につなげていくため人間ドックと脳ドックの受診費用助成を創設するものです。

費用助成額上限は、特定健診対象者と同様、人間ドック2万6千円、脳ドック2万円で、脳ドックについては人間ドックのオプションとして受診した場合や、脳ドック単体で受診された場合、費用助成の対象とする予定です。

保健事業の取組につきましての説明は以上でございます。

(国民健康保険係長)

以上をもちまして次第Ⅱ、「令和7年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算(案)等について」のご説明とさせていただきます。

(会長)

ありがとうございます。

事務局より次第Ⅱの令和7年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算案と保健事業の取組支援についてご説明がございました。

今の説明で何かご質問等ございましたら、お願いします。

(会長)

そうしましたら、すいません。私からちょっとお伺いしたいんですが、当初予算について、被保険者数が減ってきている中、全体の予算規模が6.41%減少となっていますが、歳出では、特定健康診査等事業費が約8.8%増ということです。

これはやはり、健診に重きを置いた予算であるという気がするんですが、その辺の確認が一点。

この保健事業の特定健診と特定保健指導について、特定健診の受診率が増えているにもかかわらず特定保健指導の利用率が前年比で若干下がったということで、確認ですけれども、保健センター分については保健師さんによるプレ指導とかがあるということですが、他のところで受けられた分は、今まで保健指導がなかったということでもいいですか。その2点ご説明いただけたらと思います。

(国民健康保険係長)

それではまず、一点目についてお答えさせていただきます。

令和7年度の当初予算案につきまして全体として減少傾向になっている中、特定健診に力を入れているのではとのお話いただきました。

令和7年度の歳入・歳出予算は、全体的に前年度比マイナス6.4パーセントの減となっていますが、先ほどの「保健事業の取組」でお話させて頂いたとおり、令和7年度は令和6年度から引き続き、特定健診受診率及び特定保健指導の実施率向上を進め、さらに、新たに30歳から39歳の若年層に対象を拡げた人間

ドックと脳ドックの受診費用助成を創設するなど、被保険者の健康増進を図り、生活習慣病予防と医療費抑制につなげてまいります。

（国保医療係長）

2点目のご質問について、特定健診受診率が上がっているけれども特定保健指導の利用率が減っているということで、保健センター以外で保健指導をやっているのかというご質問についてですが、令和5年度につきましては前年度と比較し、対象者が474人から460人と微減となりまして利用者も228人から178人と50人の大幅な減少になっております。

この要因につきましては、近年、出張特定健診や、人間ドックの受診者が増加傾向にあるということで、特定保健指導の対象者であっても、初回面談につなげにくいケースが増えてきているということが考えられます。これは保健センターでの集団健診であればその場で初回面談がしやすい状況ですけれども、保健センター以外の場所での受診となりますと、あらためて保健センターにお越しいただく必要があり、対象者の負担増が否めません。

例えば、個別の医療機関で特定健診を受けられた場合、特定保健指導の対象となれば、再度、保健センターに来ていただかないといけないということで、どうしても負担増が出てくるということになります。このような状況を受けまして本年度から実施率の向上を図るべく、保健センターと連携しまして、この2月の出張特定健診の3会場で、前年度の保健指導対象者または当日腹囲、BMI、血圧で基準に該当する方に対しまして、保健指導の案内を行いながら、当日簡易な面談であるプレ指導を実施予定にしております。

より保健指導を受けやすい環境を整えることで、利用者の増加を図っていきたいと考えております。

（会長）

はい。ありがとうございます。

予算にも関連するかもしれませんが、人間ドックと脳ドックを30歳代に助成拡大するということですが、どれくらいの方が利用されているか教えてください。

(国保医療係長)

はい。人間ドックと脳ドックは40歳から74歳の方に実施しておりまして、1月末の状況ですが人間ドックが165件、脳ドックが49件です。人間ドックにつきましては年々、増加しております。現時点でも昨年度と比べまして、顕著に増加しております。脳ドックは令和6年度から開始したのですが、相乗効果があると思っております。

(会長)

増加傾向にあるということですね。

(委員)

関連して、40歳から74歳の受診件数について今お聞きしたのですが、元々対象の方は何人いらっしゃるのですか。それと30代の方も令和7年度から増やすということですが、30代の対象の方もどれだけいらっしゃるのか。受診件数はお聞きしたのですが、そもそもの規模感を教えていただければと思います。

(国保医療係長)

30代につきましては、予算上、対象者は1,294人になります。また、40歳から74歳の対象者につきましては、10,600人になります。

(委員)

関連していいですか。

何点かあるのですが、一つ目は、特定保健指導について先程ご説明いただいたところですが、特定保健指導は市の保健福祉課の保健師さんが実施されているのですか。業者委託は特にされていないのでしょうか。

(国保医療係長)

一般財団法人保健センターに委託しております。

(委員)

保健センターに委託されているということですね。実際、どこでも保健指導は難しいわけです。健診を受けたところで初回面談するのはよくあるのですが、

それでも忙しいからと帰る人も結構いるのでなかなかできないですけど、わざわざ来てもらうというのがかなり難しいです。

今よくあるのは、業者がZoomを使ったりしてそういうやり方もあるとは思いますが、今後、やっていくためには色々な方法を考えていくと良いのではないかと思います。要するに、正直言って率よりも件数を上げていかないとだめかなというのがありますので、そういうふうにお考えいただいたらいいのかなと思います。実施できる、できないというのもあり、対象者が高年齢であれば難しいかもしれませんが、そういうところも一つ検討いただければと思います。

次に、脳ドックですけれども、昨年ご説明いただいたときに高槻とか茨木の話があって、そのとき言われたのが、茨木市の人間ドックを受けている方の約半数が脳ドックを受けておられるということで、予算をそれ位確保していますと言っておられたと思うのですが、逆に言えば、脳ドックは今のところそこまで件数が伸びていないということですね。

(国保医療係長)

そうですね。予算上ではそこまで至っておりません。

(委員)

色々な意識の部分もありますし、予算的な問題もありますから件数向上に向けてやっていただければいいのかなと思います。ただ、脳ドックを受けられる方は非常に意識の高い方ですので、私が思うのは、その後のアンケートを取られたらどうかと一つ思います。

例えば、人間ドックとか脳ドックを受けられて、今回30歳に拡げますよね。この補助を実施したことによって初めて受けられたのかどうかや、以前から受けていますとか、そういうことをすれば、どれだけこの補助の効果があったかという検証ができると思いますので、そういう観点でもやっていただいたらいいかなと思います。

要するに効果を調べていく中で、なかなかこれだったら伸びないとか、また違う判断をしていく必要があると思うので、その辺をご検討いただければと思います。

(国保年金課長)

ありがとうございます。非常に貴重なご意見いただいたというふうに考えております。先ほどの特定保健指導について設備の課題とかもありますので、オンラインですと面談であったりとかそういったところでもありますね、今後については考えていかないといけないと思っておりますので、ご意見を踏まえてまた考えていきたいと思えます。

脳ドックの分につきましても、実際にどういう意向で受診に繋がったのかというところについては、きちっと検証はしていかないといけないと思っておりますので、アンケートというのが可能かどうかもありますけれども、何らかの方法でそういったニーズを捉えていきたいと考えております。ありがとうございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

事業の効果検証もやっていく必要があるということですね。

他はよろしいでしょうか。はい。

無いようですので、「次第Ⅱ 令和7年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）等について」の件についても終了とさせていただきます。

(委員)

異議なし。

(会長)

最後に「次第Ⅲ その他」について事務局から何かございますでしょうか。

(国民健康保険係長)

すいません。「次第Ⅲ その他」として設けさせていただいておりましたが、今回につきましては、特にその他として追加等の報告事項等はございませんでした。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日予定されておりました案件の審議が終了いたしました。委員の皆さんにおかれましてはお忙しいところありがとうございました。

最後になりますが、全体を通して何か、この点についてやっぱり聞きたいなというところがありましたらお願いします。

(会長)

無いようですので、最後、事務局から何かございますか。

(収納係長)

事務局からの連絡事項です。本日の第2回運営協議会についての会議録ができましたら、ホームページにて公開させていただきます。

また、署名委員の方々につきましては、後日ご協力をお願いいたします。

それでは、最後に保健福祉部長の谷内田よりご挨拶申し上げます。

<谷内田保健福祉部長 挨拶>

(会長)

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回摂津市国民健康保険運営協議会を終了します。

ありがとうございました。